

# 第10章 防災指針の検討

## 10.1 防災指針について

近年、全国各地で激甚化・頻発化する自然災害により、人命や住まい、まち等に甚大な被害が生じています。このような状況を踏まえ、都市再生特別措置法の改正(令和2年6月)により、立地適正化計画に誘導区域内の住宅や誘導施設のための防災対策を示した指針を定めることが規定されました。

都市においては、災害に強いまちづくりとあわせたコンパクトで安全なまちづくりを推進するため、災害リスクの高い地域への新たな住宅等の立地を抑制し、居住誘導区域及び都市機能誘導区域の災害リスクに対しても可能な限り回避または低減をしつつ、適切な誘導を図ることがもとめられます。

防災指針では、各種災害ハザード情報を分析し、災害リスクを可能な限り回避あるいは低減させるための取組を検討します。特に、本計画で定める居住誘導区域において、今後どのように回避または低減していくかを整理します。

表10.1.1 本市における災害に関する情報

災害	災害ハザード情報	出典
土砂災害	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	国土数値情報
洪水 (平川)	洪水浸水想定区域 (浸水深：想定最大規模)	青森県資料 防災ハザードマップ
	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流・河岸侵食)	青森県資料 防災ハザードマップ

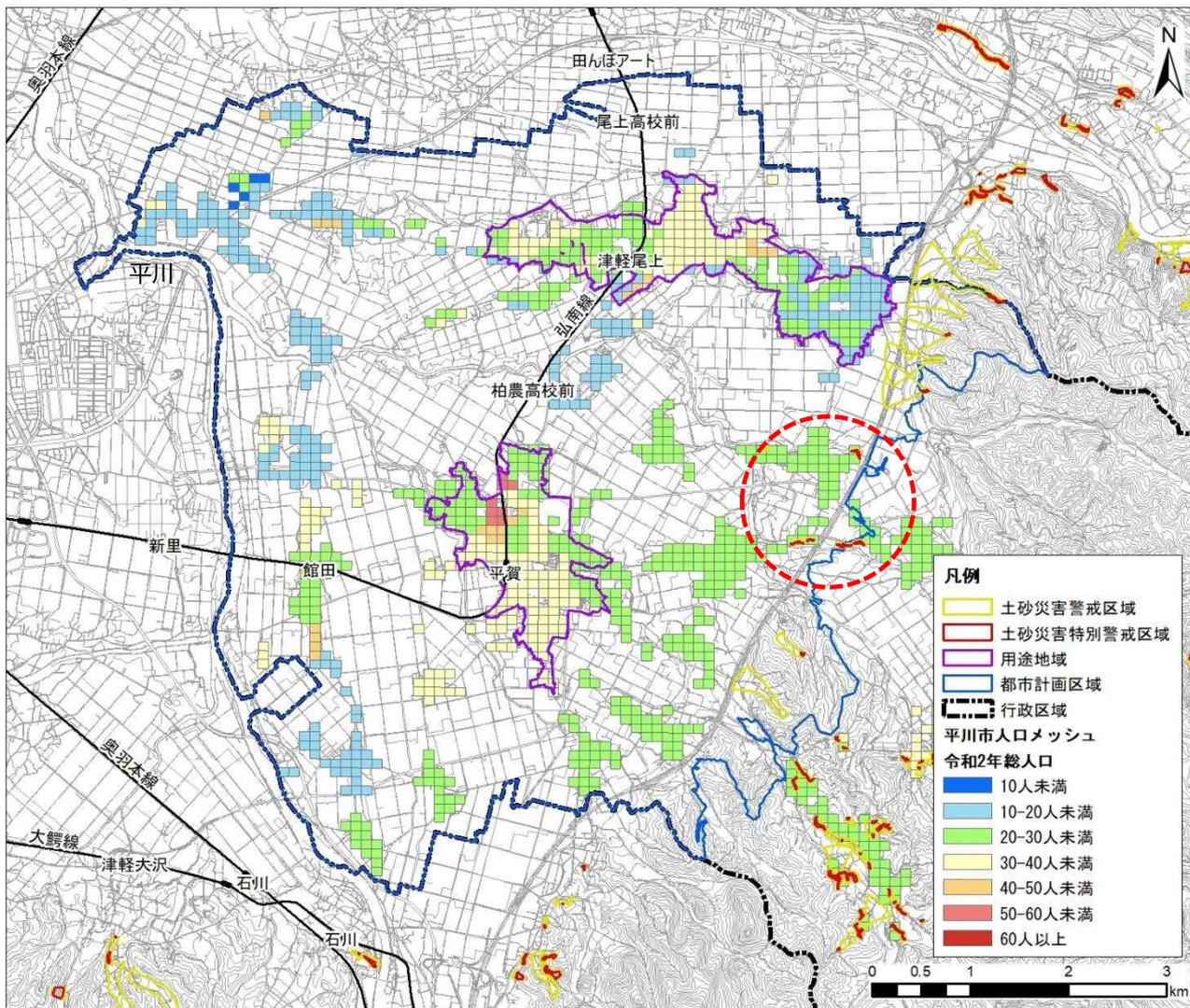
## 10.2 防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

### 10.2.1 災害種別ごとのリスク分析

#### ① 土砂災害警戒区域 × 人口分布

都市計画区域東側に土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されており、その一部に住宅等の建物が立地しています。

図10.2.1 土砂災害警戒区域 × 人口分布

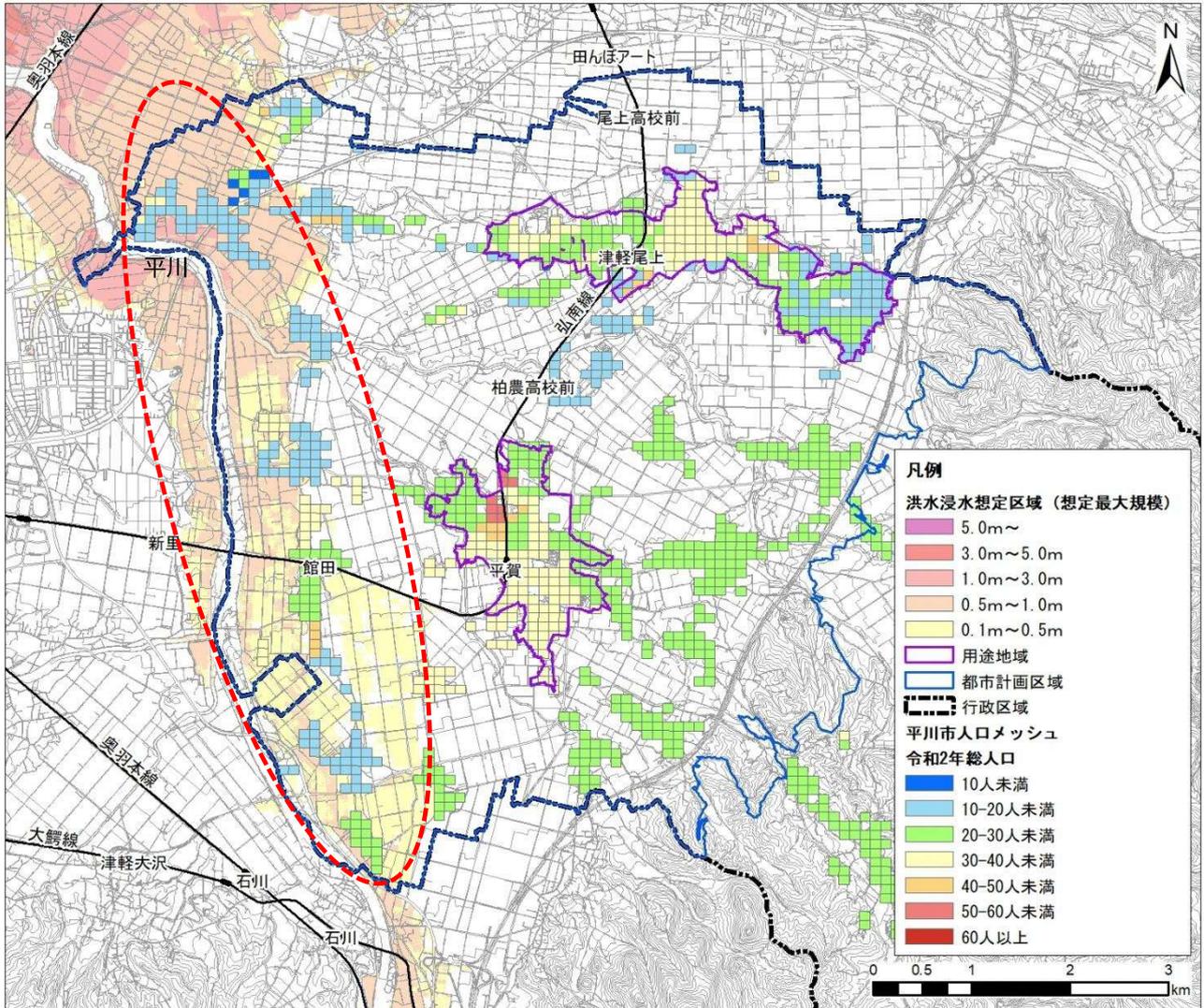


出典：国土数値情報

② 洪水浸水想定区域(想定最大規模) × 人口分布

都市計画区域西側の洪水浸水想定区域(想定最大規模)には人口が分布しており、その浸水深は0.5~1.0mとなっています。

図10.2.2 洪水浸水想定区域(想定最大規模) × 人口分布

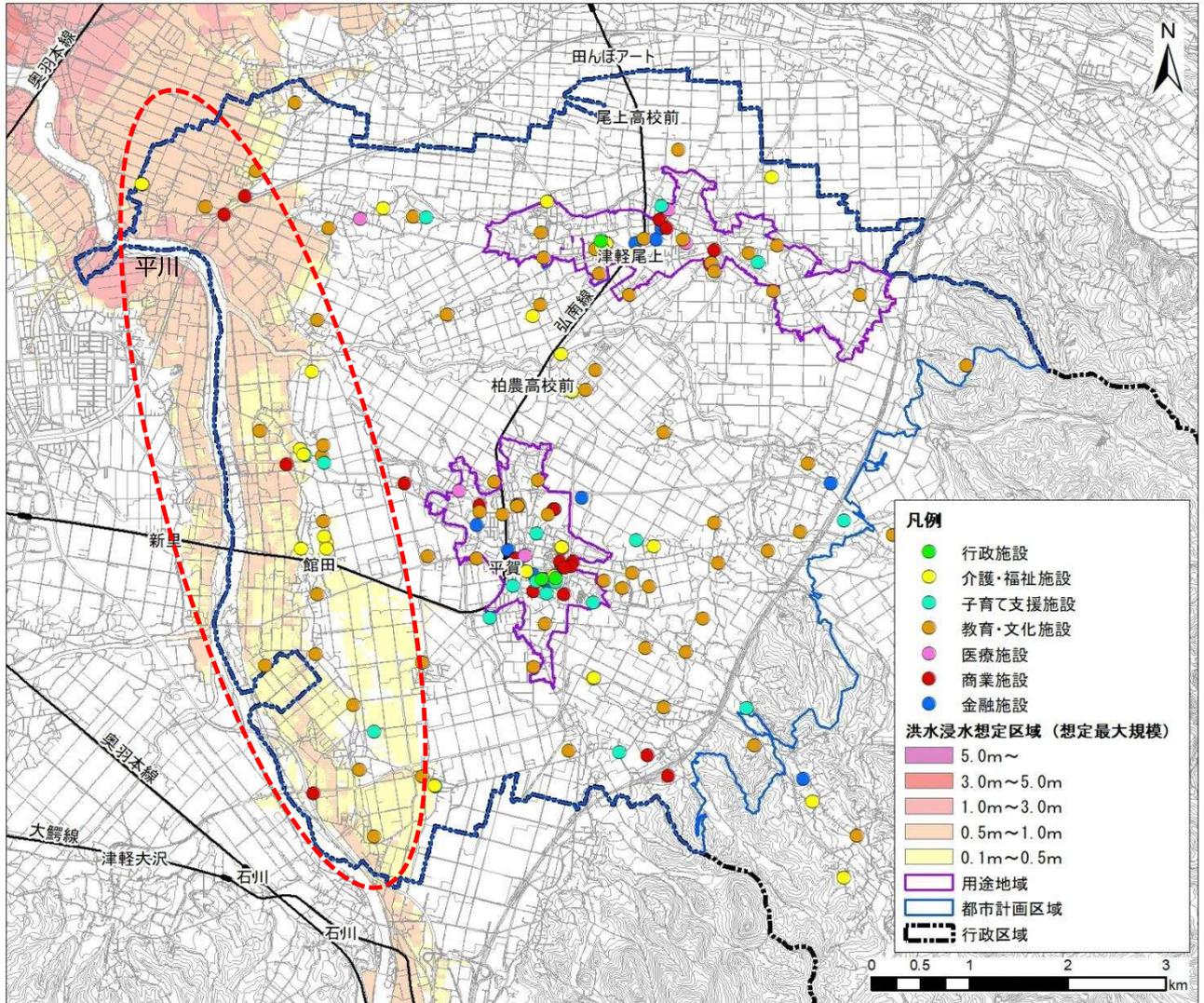


出典：青森県資料より作成

③ 洪水浸水想定区域(想定最大規模) × 施設分布

都市計画区域西側の洪水浸水想定区域(想定最大規模)には介護・福祉施設、教育・文化施設等の施設が分布しており、その浸水深は0.5~1.0mとなっています。

図10.2.3 洪水浸水想定区域(想定最大規模) × 施設分布

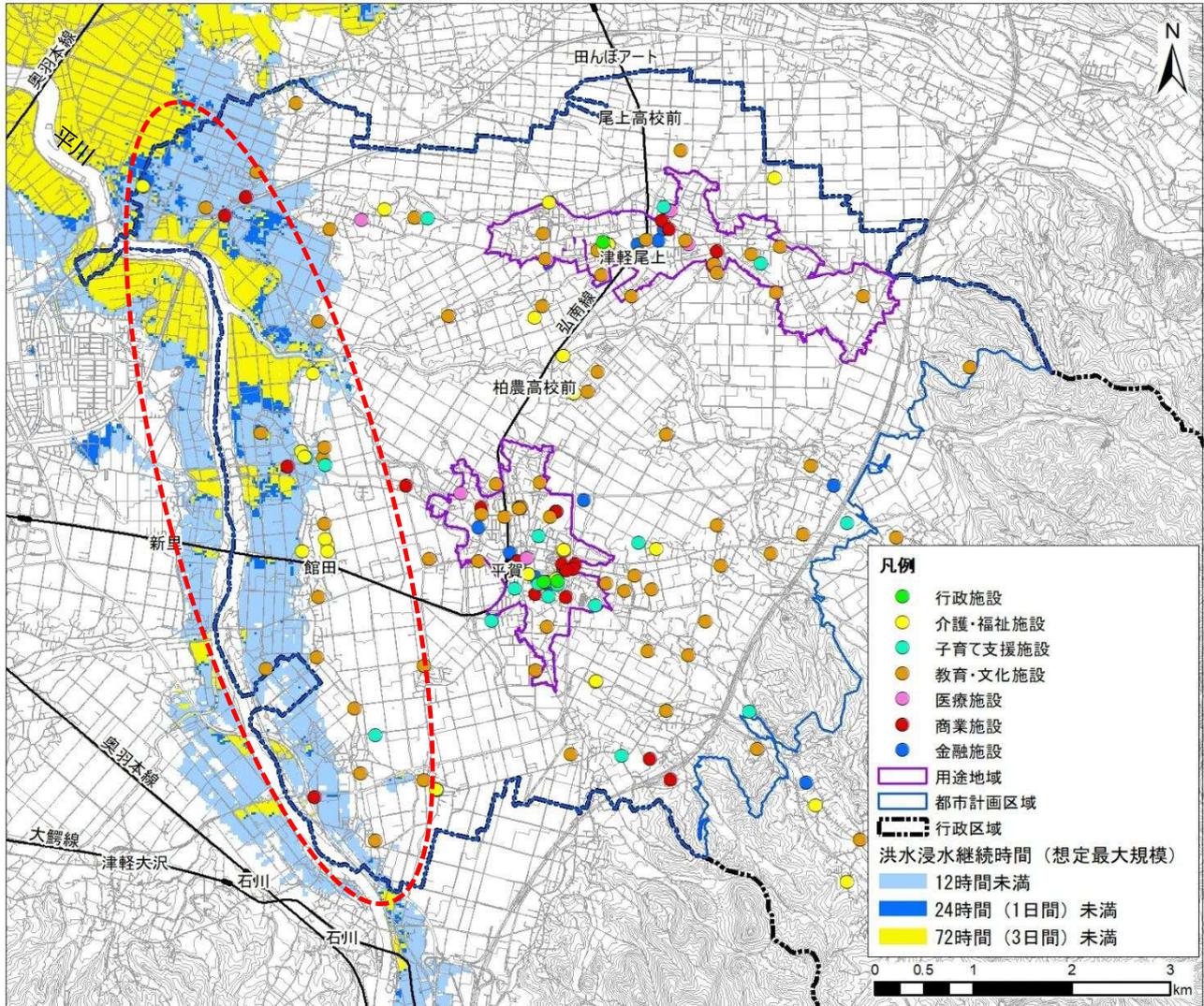


出典：青森県資料より作成

④ 洪水浸水継続時間(想定最大規模) × 施設分布

都市計画区域西側の洪水浸水継続時間(想定最大規模)の区域において介護・福祉施設、教育・文化施設等の施設が分布していますが、その継続時間は概ね 24 時間(1 日間)未満となっています。

図10.2.4 洪水浸水継続時間(想定最大規模) × 施設分布

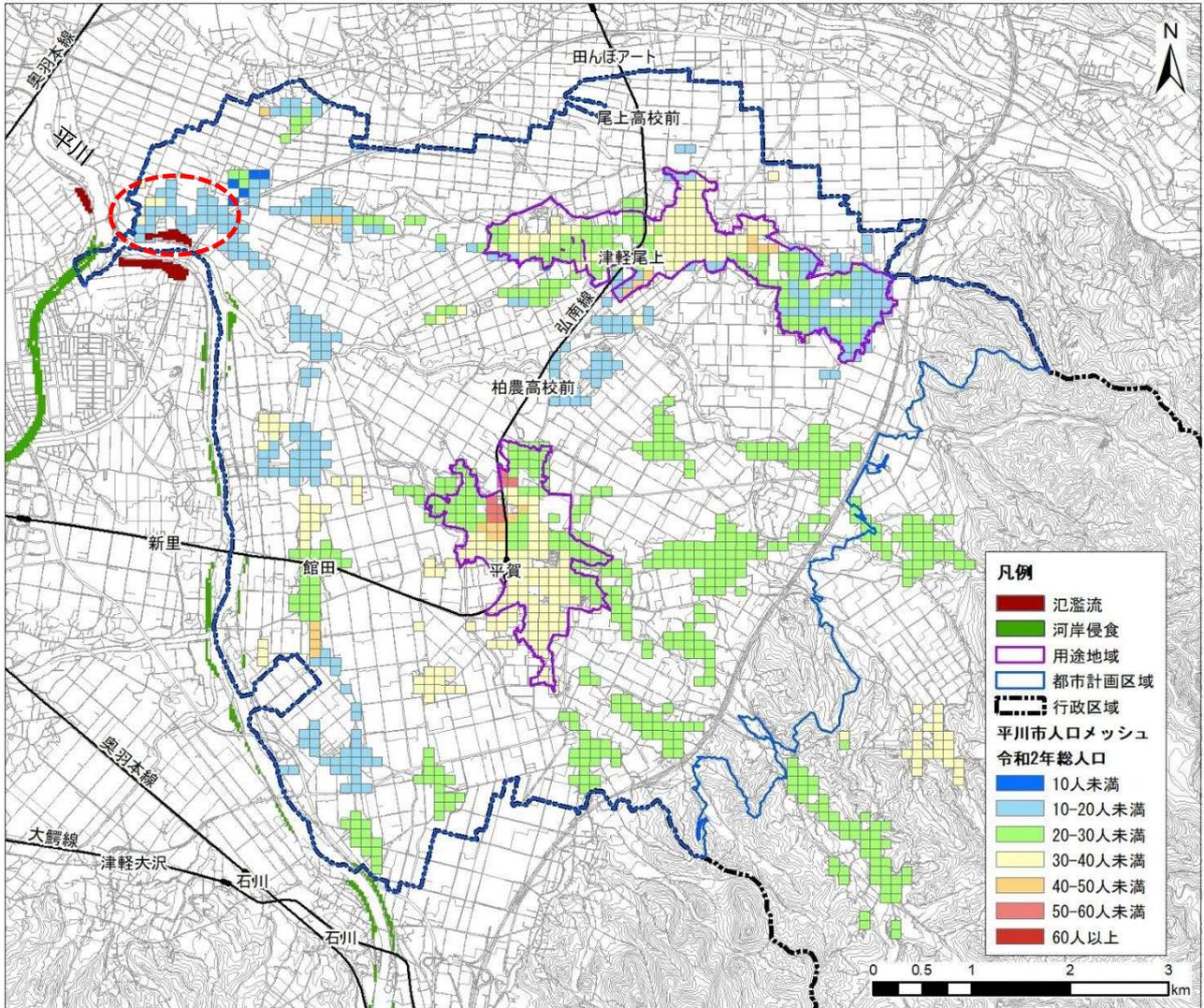


出典：青森県資料より作成

⑤ 家屋倒壊等氾濫想定区域 × 人口分布

都市計画区域西側の家屋倒壊等氾濫想定区域において住宅の立地がみられます。氾濫流の状況や立地する建物構造によっては、建物の倒壊・流出の懸念があります。

図10.2.5 家屋倒壊等氾濫想定区域 × 人口分布

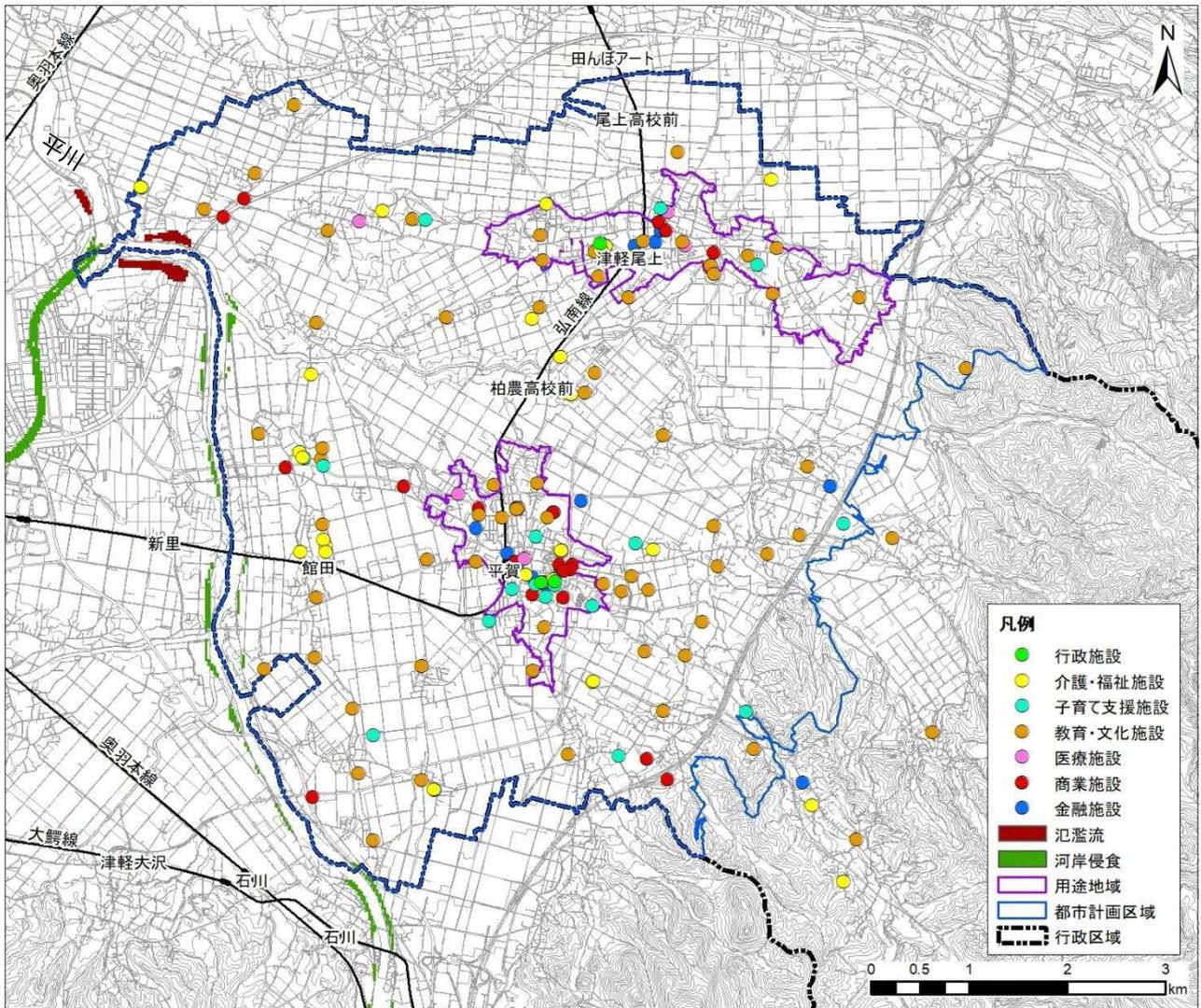


出典：青森県資料より作成

⑥ 家屋倒壊等氾濫想定区域 × 施設分布

都市計画区域西側の家屋倒壊等氾濫想定区域において公共施設等の立地はみられません。

図10.2.6 家屋倒壊等氾濫想定区域 × 施設分布



出典：青森県資料より作成

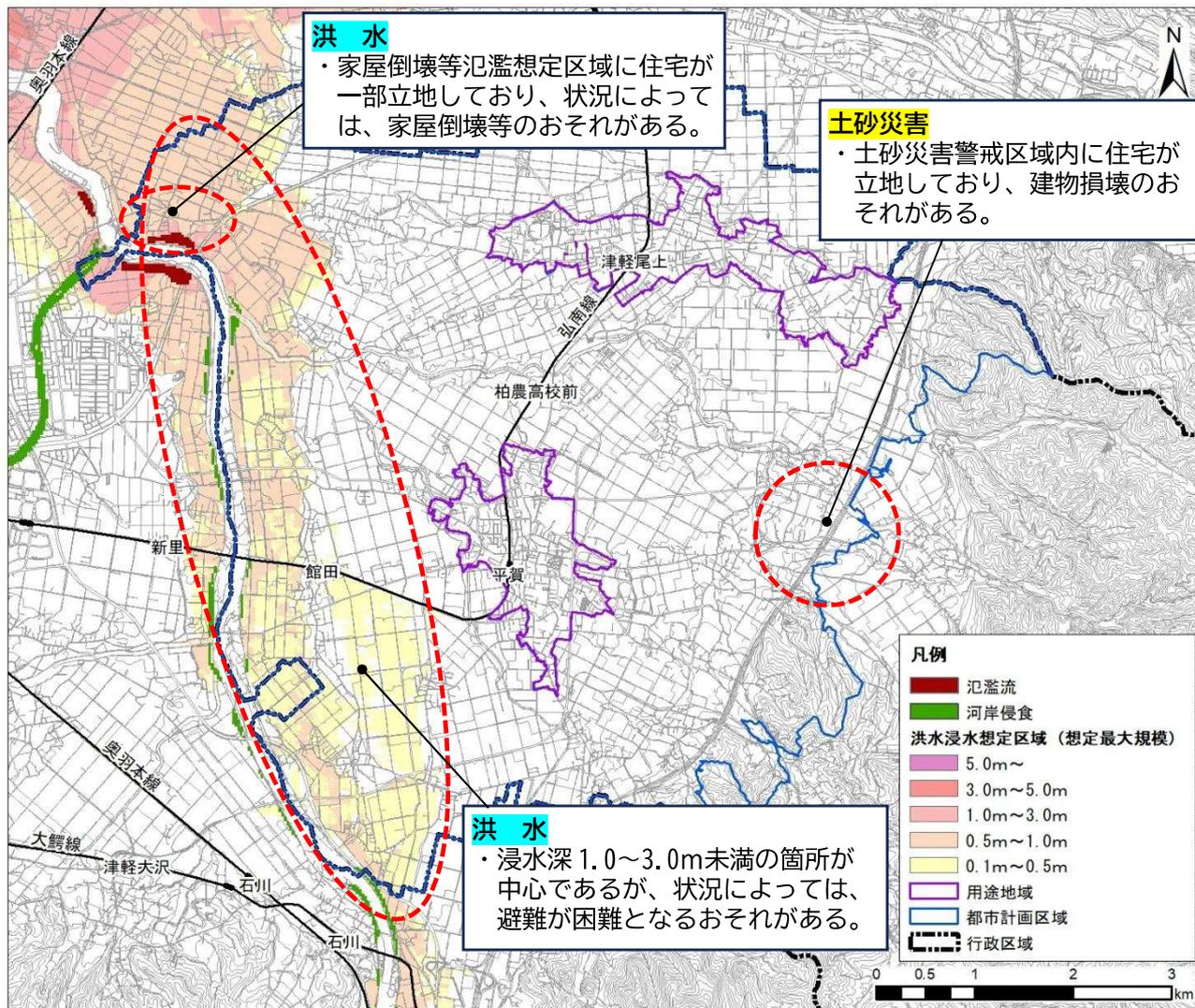
## 10.2.2 防災上の課題の抽出

災害種別ごとのリスク分析を踏まえ、防災上の課題を整理します。

本市の市街化区域(居住誘導区域)には対象となる土砂災害ハザード、洪水ハザードのエリアが該当していないことから、災害リスクは低いものと考えられます。

都市計画区域については、一部、土砂災害ハザード、洪水ハザードと人口分布、施設分布が重なる箇所があることから、その内容を整理します。

図10.2.7 防災上の課題の整理(土砂災害・洪水)



## 10.3 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討

### 10.3.1 防災まちづくりの将来像

本計画の「第5章まちづくりの方針」では、立地適正化に関する基本的な方針として、「基本方針3 自然災害に強い安全・安心な都市づくり」を掲げ、安全・安心に配慮した居住誘導を推進するものとしています。

本章の防災指針においても、地域ごとの課題の抽出を踏まえ、ソフト・ハード両面により防災まちづくりを推進していきます。

#### 【防災まちづくりの将来像(再掲)】

#### 基本方針3 自然災害に強い安全・安心な都市づくり

- ・災害対策を強化し、安全で安心して過ごすことができる都市空間の形成を目指します。
- ・災害リスクのあるエリアへの居住の抑制を目指します。
- ・克雪対策や災害対策を強化し、四季を通じて安全で安心して過ごすことができる都市空間の形成を目指します。

### 10.3.2 取組方針

防災まちづくりの将来像の実現に向け、防災における取組方針を以下のとおりとし、災害リスクの回避や低減につとめます。

表10.3.1 取組方針

災害	課題	取組方針
土砂災害	・土砂災害警戒区域内に住宅が立地しており、建物損壊のおそれがある。	<b>【リスクの回避】</b> ・安全なエリアへの緩やかな居住誘導等によるリスクの回避
洪水	・平川沿いは浸水深1.0~3.0m未満の箇所が中心であるが、状況によっては、避難が困難となるおそれがある。 ・家屋倒壊等氾濫想定区域に住宅が一部立地しており、状況によっては、家屋倒壊等のおそれがある。	<b>【リスクの低減】</b> ・河川等のインフラ整備 ・建築制限・指導、木造住宅の耐震診断、耐震改修の促進、空き家等対策事業等の対策支援の充実 ・防災訓練の実施等の避難・防災体制の充実、防災ハザードマップの周知等による啓発活動・情報提供等のソフト施策

## 10.4 具体的な取組とスケジュール

防災まちづくりの取組方針にもとづき、具体的な取組とスケジュールを以下のように設定します。

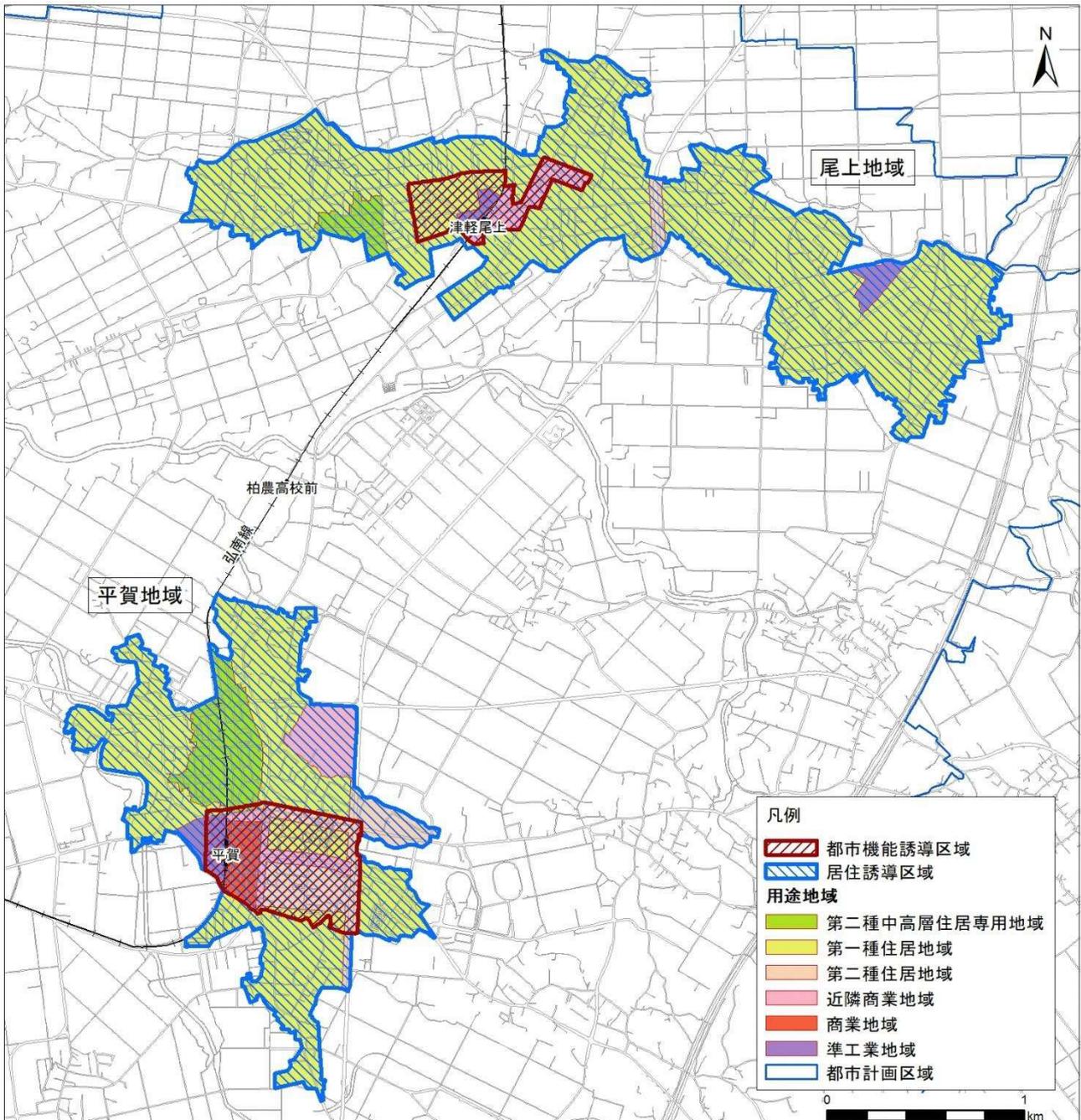
表10.4.1 取組とスケジュール

目的	取組	実施主体	実施時期		
			短期 5年	中期 10年	長期 20年
【リスクの回避】	安全なエリアへの緩やかな居住誘導	市			→
【リスクの低減 (ハード)】	平川等の河川改修	県			→
	避難所の機能強化	県・市			→
	福祉避難所の拡充	市・民間			→
	貯留槽等施設の整備	市			→
	防災備蓄倉庫の整備	市			→
	消防防災施設の整備	市			→
	空き家等対策事業(※)	市			→
	まちづくり連携砂防等事業による施設等の整備	市			→
【リスクの低減 (ソフト)】	防災ハザードマップ(土砂災害、洪水浸水想定、ため池浸水想定)の作成・更新・周知(※)	市			→
	土砂災害防止法第26条に基づく移転勧告の活用の検討	市			→
	災害時における住民への情報伝達手段の多重化(※)	市			→
	自主防災組織の設立・育成強化(※)	市・地域			→
	避難行動要支援者支援の充実(※)	市・地域			→
	マイ・タイムラインの普及促進	市			→

(※)：「弘前圏域8市町村国土強靱化地域計画」の対応方策と同様

これまでの防災指針の検討の結果、居住誘導区域、都市機能誘導区域について、暫定時から変更を行わないこととします。

図10.4.1 都市機能誘導区域・居住誘導区域(防災指針検討後)



【面積】

- ・都市機能誘導区域：60.3ha
- ・居住誘導区域：426.1ha(用途地域公称値面積)